

# 日立ピアメカニクス企業年金基金規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この企業年金基金（以下「基金」という。）は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、基金の加入者等の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって加入者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 この基金は、日立ピアメカニクス企業年金基金という。

### (事務所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。

神奈川県海老名市上今泉2100番地

### (実施事業所の名称及び所在地)

第4条 この基金の実施事業所の名称及び所在地は、別表1のとおりとする。

### (公告の方法)

第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第8条、第9条、第54条、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報に掲載して行う。

## 第2章 代議員及び代議員会

### (代議員及び代議員会)

第6条 この基金に代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもって組織する。

### (定数)

第7条 この基金の代議員会の代議員の定数は、14人とし、その半数は、実施事業所の事業主（下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。

### (任期)

第8条 代議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、互選又は選定の日から起算する。ただし、互選又は選定が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

### (互選代議員の選挙区及び代議員数)

第9条 加入者において互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の選挙は、各選挙区ごとに行う。

2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選代議員の数は、別表2のとおりとする。

### (互選代議員の選挙期日)

第10条 互選代議員の任期満了による選挙は、互選代議員の任期が終わる日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終わる日の後15日以内に行うことができる。

2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定による選挙の期日は、20日前までに公告しなければならない。

4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙の方法)

第11条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、加入者1人について1票とする。

(当選人)

第12条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者をもって当選人とする。

ただし、各選挙区内の互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。

3 理事長は、当選人が決まったときは、当選人の氏名及び所属する実施事業所の名称を公告しなければならない。

4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙執行規程)

第13条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第14条 事業主において選定する代議員（以下「選定代議員」という。）の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。

2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、速やかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。

3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。

4 前項の通知があったときは、理事長は、直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。

5 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(通常代議員会)

第15条 通常代議員会は、毎年2月及び9月に招集する。

(臨時代議員会)

第16条 理事長は必要があるときは、いつでも臨時に代議員会を招集することができる。

2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第17条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(定足数)

第18条 代議員会は、代議員の定数（第20条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。）の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(代議員会の議事)

第19条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更（確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。）第15条各号に掲げる事項に係るものを除く。）の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。

3 代議員会においては、第17条の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員の除斥)

第20条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第21条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあつては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあつては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、5人以上の代議員を代理することができない。

(代議員会の議決事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員解任
- (3) 毎事業年度の予算
- (4) 毎事業年度の事業報告及び決算
- (5) 借入金の借入れ
- (6) その他重要な事項

(会議録)

第23条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 代議員の定数
- (3) 出席した代議員の氏名及び第21条の規定により代理された代議員の氏名
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議決した事項及び可否の数
- (6) その他必要な事項

2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。

3 基金は、会議録を基金の事務所に備え付けておかななければならない。

4 加入者及び加入者であった者は、基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規則)

第24条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

### 第3章 役員及び職員

(役員)

第25条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の数及び選任)

第26条 理事の定数は、6人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。

3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

4 理事のうち1人を給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

(役員任期)

第27条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第28条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(3) 理事にあっては、第37条の規定に違反したとき。

(役員選挙執行規程)

第29条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会の構成)

第30条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第31条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が、会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

(1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案

(2) 令第12条第4項の規定による理事長の専決処分

(3) 事業運営の具体的方針

(4) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任

(理事会の議事)

第33条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 理事会に出席することのできない理事は、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第34条 理事会の会議録については、第23条第1項から第3項までの規定を準用する。

(役員職務)

第35条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において

決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理する。

3 運用執行理事は、理事長を補佐し、積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。

- 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 5 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第23条の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事2名がこの基金を代表する。
- 6 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

- 第36条 理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実にその職務を遂行しなければならない。
- 2 理事は、積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

- 第37条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならない。

(職員)

- 第38条 この基金の職員は、理事長が任免する。
- 2 前項に定めるもののほか、職員の給与、旅費、その他職員に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

#### 第4章 加入者

(加入者)

- 第39条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（以下「被用者年金被保険者等」という。）のうち、使用される実施事業所に応じて別表3-1に定める就業に関する規定（以下「就業規則」という。）に規定する社員（以下「従業者」という。）とする。

(資格取得の時期)

- 第40条 従業者は、基金の実施事業所に使用されるに至った日（当該使用されるに至った日において従業者でない場合にあっては従業者となった日）に加入者の資格を取得する。

(資格喪失の時期)

- 第41条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 実施事業所に使用されなくなったとき
- (3) 実施事業所の従業者でなくなったとき
- (4) 使用される事業所が、実施事業所でなくなったとき
- (5) 60歳に達した日の属する月の末日に達したとき

(加入者期間の計算)

- 第42条 加入者である期間（以下「加入者期間」という。）を計算する場合には、月によるものとし、加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の前日の属する月までをこれに算入する。
- 2 加入者の資格を喪失した後に、再びこの基金の加入者の資格を取得したもの（以下「再加入者」という。）については、次に掲げる場合に限り、前後の加入期間を合算するものとする。
    - (1) 加入者となる前に脱退一時金の受給権者となり、当該脱退一時金の全部又は一部の支給を繰り下げている場合。
    - (2) 再加入者となる前に老齢給付金の受給権者となり、当該老齢給付金の全部又は一部の支給を繰り下げている場合。
    - (3) 再加入者となる前の加入者期間に係る脱退一時金の額に相当する額（以下「脱退一時金相当額」という。）が第90条の3から第90条の6までのいずれかの規定に基づき移換された

者

- 3 基金の加入者の資格を取得する前に、別表3-2に定める就業規則に規定する試庸員及び臨時員として実施事業所に使用された期間がある場合は、当該期間を第1項の規定に基づき計算した加入者期間に合算するものとする。

## 第5章 基準給与及び標準給与

(基準給与)

第43条 基金の給付の額の算定の基礎となる給与（以下「基準給与」という。）は、実施事業所に応じて別表3-3に定める年金算定基礎等取扱規則に規定する初任年金ポイントに第1年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額（以下「第1初任クレジット」という。）、初任年金ポイントに第2年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額（以下「第2初任クレジット」という。）、年金ポイントに第1年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額（以下「第1拠出クレジット」という。）、及び年金ポイントに第2年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額（以下「第2拠出クレジット」という。）とする。

- 2 前項の第1年金拠出率及び第2年金拠出率は別表3-4に掲げる率とし、年金ポイント単価は100円とする。

(第1仮想個人口座残高)

第43条の2 次の各項の想定に基づき付与される、第1初任クレジット、第1拠出クレジット及び第1利息クレジットの合計額を第1仮想個人口座残高とする。

- 2 第1初任クレジットは、加入者の資格を取得した日（以下「初任クレジット付与日」という。）に付与する。
- 3 第1拠出クレジットは、初任クレジット付与日の属する月の翌月以降、加入者の資格を喪失した日の前日に属する月までの間に到来する各6月1日及び12月1日（以下「拠出クレジット付与日」という。）に付与する。
- 4 第1利息クレジットは、次の各号に規定する日（以下「第1利息クレジット付与日」という。）に付与する。

(ア) 初任クレジット付与日の属する月の翌月以降、加入者の資格を喪失した日の前日の属する月までの各拠出クレジット付与日。

(イ) 加入者の資格を喪失した日

(ウ) 56条の2又は第61条の規定に基づき、老齢給付金のうち第1年金額相当分又は第1脱退一時金の支給の繰下げを申し出た場合においては、加入者の資格を喪失した日の翌日以降、支給の繰下げが終了した日までの間に到来する各4月1日

(エ) 支給の繰下げが終了した日。死亡により支給の繰下げが終了する場合にあっては死亡日

- 5 第1利息クレジットは、第1利息クレジット付与日時点において、次の算式により算出される金額とし、算出した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入し円単位とする。

$$A1 \times \{(1+B1)^{C1/12} - 1\}$$

ただし、直前の第1利息クレジット付与日以降、再評価率に変更があった場合は、次の算式とする。

$$A1 \times \{(1+B1)^{C1/12} \times (1+B2)^{C2/12} - 1\}$$

A1：直前の第1利息クレジット付与日（初回の第1クレジット付与日においては「初任クレジット付与日」に読み替えるものとする。以下同じ。）に

おける第1 仮想個人口座残高

B 1 : 直前の第1 利息クレジット付与日における再評価率

B 2 : 第1 利息クレジット付与日における再評価率

C 1 : 直前の第1 利息クレジット付与日の属する月から第1 利息クレジット付与日の属する月の前月（前項第4号に該当する場合は当月）までのうち再評価率がB 1であった月数

C 2 : 直前の第1 利息クレジット付与日の属する月から第1 利息クレジット付与日の属する月の前月（前項第4号に該当する場合は当月）までのうち再評価率がB 2であった月数

- 6 第4項第2号（第56条の2又は第61条の規定に基づき、老齢給付金のうち第1年金額相当分又は第1脱退退職一時金の支給の繰下げを申し出た場合においては、第4項第4号）に規定する第1利息クレジット付与日の第1仮想個人口座残高（以下「最終第1仮想個人口座残高」という。）をもって第1仮想個人口座残高を確定する。

（第2 仮想個人口座残高）

第43条の3 次の各項の規定に基づき付与される、第2初任クレジット、第2 抛出クレジット及び第2利息クレジットの合計額を第2 仮想個人口座残高とする。

- 2 第2初任クレジットは、初任クレジット付与日に付与する。
- 3 第2 抛出クレジットは、初任クレジット付与日の属する月の翌月以降、加入者の資格を喪失した日の前日の属する月までの間に到来する抛出クレジット付与日に付与する。
- 4 第2利息クレジットは、次の各号に規定する日（以下「第2利息クレジット付与日」という。）に付与する
  - (1) 初任クレジット付与日の属する月の翌月以降、加入者の資格を喪失した日の前日の属する月までの各抛出クレジット付与日
  - (2) 加入者の資格を喪失した日
  - (3) 第56条の2又は第61条の規定に基づき、老齢給付金のうち第2年金額相当分又は第2脱退一時金の支給の繰下げを申し出た場合においては、加入者の資格を喪失した日の翌日以降、支給の繰下げが終了した日までの間に到来する4月1日
  - (4) 支給の繰下げが終了した日。死亡により支給の繰下げが終了する場合にあっては死亡日
- 5 第2利息クレジットは、第2利息クレジット付与日時点において、次の算式により算出される金額とし、算出した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入し円単位とする。

$$a_1 \times \{(1 + b_1)^{C_1/12} - 1\}$$

ただし、直前の第2利息クレジット付与日以降、再評価率に変更があった場合は、次の算式とする。

$$a_1 \times \{(1 + b_1)^{C_1/12} \times (1 + b_2)^{C_2/12} - 1\}$$

a 1 : 直前の第2利息クレジット付与日（初回の第2クレジット付与日においては「初任クレジット付与日」に読み替えるものとする。以下同じ。）における第1 仮想個人口座残高

b 1 : 直前の第2利息クレジット付与日における再評価率

b 2 : 第2利息クレジット付与日における再評価率

c 1 : 直前の第2利息クレジット付与日の属する月から第2利息クレジット付与日の属する月の前月（前項第4号に該当する場合は当月）までのうち再

評価率がb1であった月数

c2：直前の第2利息クレジット付与日の属する月から第2利息クレジット付与日の属する月の前月（前項第4号に該当する場合は当月）までのうち再評価率がb2であった月数

6 第4項第2号（第56条の2又は第61条の規定の基づき、老齢給付金のうち第2年金額相当分又は第2脱退一時金の支給の繰下げを申し出た場合においては、第4項第4号）に規定する第2利息クレジット付与日の第2仮想個人口座残高（以下「最終第2仮想個人口座残高」という。）をもって第2仮想個人口座残高を確定する。

（再評価率）

第43条の4 第43条の5項及び第43条の3第5項の再評価率は、事業年度ごとに、その年度の初日の属する年の前1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均値（小数点以下第2位を四捨五入）とする。

2 前項の規定にかかわらず、再評価率が4.5%を上回る場合にあっては4.5%とし、1.5%又は毎事業年度の初日における規則第43条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める率のいずれか高い率（以下「最低保証利率」という。）を下回る場合にあっては最低保証利率とする。

（標準給与）

第44条 基金の掛金の額の算定の基礎となる給与（以下「標準給与」という。）は、第1拠出クレジットと第2拠出クレジットの合計額とする。

ただし、初任クレジット付与日以降、最初に到来する6月1日又は12月1日を迎えていない者については、初任クレジット付与日現在の加入者の職群等級に応じた、別表3-3に定める年金算定基礎等取扱規則に規定する標準年金ポイント（以下「標準年金ポイント」という。）に第1年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額及び標準年金ポイントに第2年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額の合計額とする。

## 第6章 給付

### 第1節 給付の通則

（給付の種類）

第45条 基金による給付は、次のとおりとする。

- (1) 老齢給付金
- (2) 脱退一時金
- (3) 遺族給付金

（裁定）

第46条 給付を受ける権利（以下「受給権」という。）は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、基金が裁定する。

- 2 基金は、前項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。
- 3 受給権者は、第1項の裁定の請求を行う場合は、裁定の請求の書類に生年月日に関する市区町村長の証明書又は戸籍の抄本その他生年月日を証する書類を添付して基金に提出しなければならない。
- 4 遺族給付金の請求にあたっては、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して基金に提出しなければならない。
  - (1) 請求者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子（給付対象者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。以下同じ。）、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類）その

他当該事実を証する書類

- (2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類
- 5 第52条に定める未支給の給付の請求にあたっては、その請求者は、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して基金に提出しなければならない。ただし、死亡した受給権者が死亡前に給付の請求をしていなかった場合は、第3項に定める請求書を併せて提出しなければならない。
  - (1) 請求者が配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合  
死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類）その他当該事実を証する書類
  - (2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合  
請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類
- 6 第57条第1項の規定により、年金に代えて一時金の支給を受けようとする場合、当該受給権者は、同項各号に定める特別な事情があることを証する書類を提出しなければならない。

(標準年金額)

- 第47条 第1標準年金額は、事業年度ごとに計算するものとし、最終第1仮想個人口座残高を当該事業年度の最低保証利率に応じ別表4に定める20年確定年金現価率で除して得た額とする。
- 2 第2標準年金額は、事業年度ごとに計算するものとし、最終第2仮想個人口座残高を当該事業年度の最低保証利率に別表4に定める5年確定年金現価率で除して得た額とする。

(端数処理)

- 第48条 給付のうち年金として支給されるもの（以下「年金給付」という。）の月額に100円未満の端数が生じた場合は、これを100円に切り上げ、給付のうち一時金として支給されるもの（以下「一時金給付」という。）の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。
- 2 給付の額を計算する過程において、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(支給期間)

- 第49条 年金給付の支給は、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(支払日及び支払方法)

- 第50条 年金給付の支払日は年6回、2月、4月、6月、8月、10月、12月の各1日（金融機関が非営業日である場合はその直後の営業日）とし、それぞれの支払日にその前月までの分をまとめて支払う。
- 2 一時金給付は、請求手続き終了後1カ月以内に支払う。
  - 3 前2項の給付の支払は、あらかじめ加入者、加入者であった者又はその遺族が指定した金融機関の口座に、基金から振り込むことにより行う。

(給付の制限)

- 第51条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者及び給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者については、遺族給付金を支給しない。
- 2 受給権者が、正当な理由がなくて法第98条の規定による書類、その他物件の提出の求めに応じない場合は、給付の全部又は一部を行わない。
  - 3 加入者又は加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な理由により実施事業所に使用されなくなった場合には、給付の全部を行わない。
    - (1) 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害を加え、その名誉

- 若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと。
- (2) 秘密の漏洩その他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。
  - (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したこと又は事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。

(未支給の給付)

第52条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はその他の親族のうち、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者は、自己の名で、その未支給の給付を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

3 未支給の給付を受けるべき者の順位は、第1項に規定する順位による。

4 未支給の給付を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全部につきしたものとみなし、その1人に対して行った給付は、全員に対して行ったものとみなす。

(時効)

第53条 受給権の消滅時効については民法(明治29年4月27日法律第89号)の規定を適用する。

(譲渡担保の禁止等)

第54条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分も含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

## 第2節 老齢給付金

(支給要件)

第55条 基金の加入者又は加入者であった者が、次のいずれにも該当することとなったときは、第2号に該当した日の属する月から老齢給付金として第1年金及び第2年金を支給する。

(1) 加入者期間が15年に達したとき

(2) 50歳以上で実施事業所に使用されなくなったとき又は60歳に達したとき

(年金額)

第56条 年金として支給する老齢給付金(次条の規定によりその支給を繰下げた場合を含む。)の額は、次の第1号に定める第1年金額と第2号に定める第2年金額の合計額とする。

(1) 第1年金額は、第1標準年金額を支給開始時の年齢に応じ別表5に定める率で除して得た額とする。

(2) 第2年金額は、裁定請求時に受給権者の選択により、支給期間を5年又は10年とすることができ、その選択に応じて次に定める額とする。

ア 支給期間5年の場合

第2標準年金額

イ 支給期間10年の場合

第2標準年金額に当該事業年度の最低保証利率に応じ別表4に定める10年確定年金現価率で除して得た額

2 指定利率が最低保証利率を上回った事業年度の第1年金額及び第2年金額は、次の各号に定めた額とする。

(ア) 第1年金額

当該事業年度の指標利率に応じ別表4に定める20年確定年金現価率で最終第1仮想個人口座残高を除いて得た額を支給開始の年齢に応じ別表5に定める率で除して得た額を計算し、その額が前項第1号により計算された額を上回る場合は、当該上回る額を前項第1号より計算された額に加算した額

(イ) 第2年金額

当該事業年度の指標利率に応じ別表4に定める第2年金額の支給期間毎の確定年金現価率で最終第2仮想個人口座残高を除いて得た額を計算し、その額が前項第2号により計算された額を上回る場合は、当該上回る額を前項第2号より計算された額に加算した額

- 3 前項の指標利率は、事業年度ごとに、その年度の初日の属する年の前1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均値（小数点以下第2位を四捨五入）とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、指標利率が5.0%を上回る場合にあっては5.0%とする。

(支給の繰下げ)

第56条の2 老齢給付金の受給権者であって、老齢給付金の裁定を受けていない者は、その者が65歳に達するまでの間、第1年金額相当分、第2年金額相当分のそれぞれについて、支給の繰下げを申し出ることができる。

- 2 前項の規定により繰下げを申し出たときは、第55条の規定にかかわらず、支給の繰下げの終了を申し出た日の属する翌月から当該老齢給付金を支給する。

(年金に代えて支給する一時金)

第57条 老齢給付金の受給権者は、老齢給付金の裁定を受けるとき、又は次の各号に掲げる事由に該当した場合にあって、年金として支給する老齢給付金を受けてから第1年金額に相当する部分については20年を経過するまでの間、第2年金額に相当する部分については第56条第1項第2号の支給期間を経過する日までの間、その者の申し出により年金に代えて一時金を受けることができる。

- (1) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 受給権者とその債務を弁済することが困難であること。
- (3) 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと。
- (4) その他前各号に準ずる事情

2 老齢給付金の裁定をうけるときに一時金選択を申し出た場合の一時金給付の額は、次に定める額とする。

- (1) 第1年金額に相当する部分については、最終第1仮想個人口座残高
- (2) 第2年金額に相当する部分については、最終第2仮想個人口座残高

3 年金額として支給する老齢給付金を受けてから一時金選択を申し出た場合の一時金給付の額は、次に定める額とする。

- (1) 第1年金額に相当する部分については、第1標準年金額に選択時の最低保証利率及び残存保証期間（20年から第1年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表6に定める一時金換算率を乗じて得た額
- (2) 第2年金額に相当する部分については、第2標準年金額（支給期間10年を選択した場合にあっては第56条第1項第2号イに定める額）に選択時の最低保証利率及び残存保証期間（第56条第1項第2号の支給期間から第2年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表6に定める一時金換算率を乗じて得た額

(失権)

第58条 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

- (1) 受給権者が死亡したとき
- (2) 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき
- (3) 老齢給付金のうち第2年金額に相当する部分については、第56条第1項第2号の支給期間が経過したとき

### 第3節 脱退一時金

(支給要件)

第59条 加入者が次のいずれかに該当した場合にあっては、脱退一時金を支給する。

- (1) 加入機関<sup>期間</sup>15年未満である者が、加入者の資格を喪失したとき（死亡による資格喪失を除く。次号において同じ。）
- (2) 加入者期間15年以上ある者が、第55条第2号に該当することなく加入者の資格を喪失したとき

(一時金額)

第60条 脱退一時金の額は、次の第1号に定める第1脱退一時金額と第2号に定める第2脱退一時金額の合計額とする。

- (1) 第1脱退一時金額 最終第1仮想個人口座残高
- (2) 第2脱退一時金額 最終第2仮想個人口座残高

(支給の繰下げ及び支給の方法)

第61条 第59条第2号に該当した者は、60歳に達するまでの間、第1脱退一時金額に相当する部分、第2脱退一時金に相当する部分のそれぞれについて支給の繰下げを申し出ることができる。

2 前項の規定により脱退一時金の支給の繰下げを行った場合の脱退一時金の額は、次に定める額とする。

- (1) 第1脱退一時金の額に相当する部分については、最終第1仮想個人口座残高
- (2) 第2脱退一時金の額に相当する部分については、最終第2仮想個人口座残高

(支給の効果)

第62条 脱退一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に算入しないものとする。

2 脱退一時金相当額が第90条の3から第90条の6までのいずれかの規定に基づき移換されたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に算入しないものとする。

(失権)

第63条 脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。

- (1) 脱退一時金の全部の支給を受けたとき
- (2) 脱退一時金の受給権者が死亡したとき
- (3) 脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権を取得したとき
- (4) 再加入となったとき

#### 第4節 遺族給付金

(支給要件)

第64条 基金の加入者又は加入者であった者が、次の各号のいずれかに該当した場合には、その者の遺族に遺族給付金を一時金として支給する。

- (1) 加入者が死亡したとき
- (2) 第59条第2号に該当する脱退一時金の受給権者であって、脱退一時金の繰下げの申し出を行っている者が死亡したとき
- (3) 老齢給付金の支給の繰下げの申し出を行っている者が死亡したとき
- (4) 老齢給付金の受給権者（老齢給付金の支給の繰下げの申し出を行っている者を除く。）であって、第1年金に相当する部分については支給開始後20年を経過していない者、第2年金に相当する部分については第56条第1項第2号の支給開始を経過していない者が死亡したとき

(遺族の範囲及び順位)

第65条 前条の遺族は次に掲げる者とし、その順位は次の各号の順位とする。ただし、同順位の者が2人以上となる場合には、その1人のした請求は、同順位の者全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は全員に対してしたものとみなす。

- (1) 配偶者
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時、主としてその者の収入によって生計を維

持っていたその他の親族

2 前項に規定する遺族が次に掲げる状態になった場合は、遺族ではなくなるものとする。

- (1) 配偶者が婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき
- (2) 前項第1号及び第2号に掲げる者が直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき又は離縁により給付対象者との親族関係が終了したとき

（一時金額）

第66条 第64条第1号、第2号及び第3号の一時金額は、最終第1仮想個人口座残高及び最終第2仮想個人口座残高の合計額とする。（既に脱退一時金の支給を受けている部分を除く。）

2 第64条第4号の一時金額は、第1標準年金額に死亡時の最低保証利率及び残存保証期間（20年から第1年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表6に定める一時金換算率を乗じて得た額と、第2標準年金額（支給期間10年を選択した場合にあっては、第56条第1項第2号イに定める額）に死亡時の最低保証利率及び残存保証期間（第56条第1項第2号の支給期間から第2年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表6に定める一時金換算率を乗じて得た額を合算した額とする。（既に第57条に規定する年金に代えて支給する一時金の支給を受けている部分を除く。）

## 第7章 掛 金

（掛金）

第67条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき掛金を拠出する。

（標準掛金）

第68条 掛金のうち、標準掛金は、各加入者の標準給与に14.6%を乗じて得た額を合算した額とする。

（特別掛金）

第69条 掛金のうち、特別掛金は、過去勤務債務の額を平成18年4月から最低3年から最長4年1ヵ月で償却するための額として、各加入者の標準給与に11.5%から15.4%までの範囲で、毎事業年度ごとに代議員会の議決を得て定めた率を乗じて得た額を合算した額とする。

（事務費掛金）

第70条 基金は、業務の執行に要する費用に充てるため事務費掛金を徴収する。

2 前項の掛金は毎事業年度の4月末日の加入者1人につき2,000円とし、年1回、5月末日に徴収する。

（掛金の負担）

第71条 事業主は、掛金の全額を負担する。

（掛金の納付）

第72条 事業主は、各月末日現在で計算された掛金を翌月末日（以下「納付期限」という。）までに、基金に納付するものとする。

2 納付する掛金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（財政再計算）

第73条 基金は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、5年毎に事業年度末日を基準日として掛金の額の再計算を行うものとする。

2 基金は、前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他確定給付企業年金法施行規則（平成14年度厚生労働省令第22号。以下「規則」という。）第50条に定める場合は、掛金の額の再計算を行うものとする。

(時効)

#### 第74条 削除

(積立金の額の評価)

第75条 基金の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価で評価するものとする。

### 第8章 積立金の積立て

(継続基準の財政検証)

第76条 基金は、毎事業年度の決算において積立金の額が責任準備金の額から許容繰越不足金を控除した額を下回る場合には、掛金の額を再計算するものとする。

2 前項の許容繰越不足金は、当該事業年度以後20年間における標準掛金額の予想額の現価に100分の15を乗じて得た額とする。

(非継続基準の財政検証)

第77条 事業主は、毎事業年度の決算において積立金の額が最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条第2号の規定に基づき必要な額を掛金として拠出するものとする。

2 前項に定める最低積立基準額は、加入者及び加入者であった者の当該事業年度の末日(以下この条において「基準日」という。)までの加入者期間に係る最低保全給付の現価の合計額とする。ただし、現価の計算に用いる再評価率は、基準日の過去5年における指標利率の実績値の平均を用いて算定した率とする。

3 前項に定める最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 基準日において年金給付の支給を受けている者

当該年金給付

(2) 基準日において、老齢給付金の支給の繰下げの申し出をしている者

その者が基準日において老齢給付金の支給を請求するとした場合に支給される年金給付

(3) 基準日において、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者  
その者が老齢給付金支給開始要件を満たしたときに年金として支給される老齢給付金

(4) 基準日において加入者である者のうち、基準日の翌日に加入者の資格を喪失した

場合に老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者

標準的な退職年齢に達した日(基準日における年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。

(以下「標準資格喪失日」という。)に加入者の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる老齢給付金に、次の按分率を乗じて得た額

按分率 =  $A/B$

A 基準日時点の仮想個人口座残高

B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合の仮想個人口座残高(基準日時点の基準給与及び指標による仮想個人口座残高とする。)

(5) 基準日において加入者である者のうち、前号に定める者以外の者

標準資格喪失日に加入者の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる脱退一時金に、次の按分率を乗じて得た額とする。

按分率 =  $A/B$

A 基準日時点の仮想個人口座残高

B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合の仮想個人口座残高(基準日時点の基準給与及び指標による仮想個人口座残高とする。)

4 前項第4号に規定する標準的な退職年齢は60歳とする。

### 第9章 積立金の運用及び業務の委託

(基金資産運用契約)

第78条 基金は、法第66条第1項の規定に基づき、積立金の運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、基金を受益者とする年金信託契約を信託会社と、基金を保険金受取人とする生命保険契約を生命保険会社と、基金を共済金受取人とする生命共済契約を農業共同組合連合会と、投資一任契約を投資顧問業者とそれぞれ締結するものとする。

2 基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合には、法第66条第2項の規定に基づき、基金を受益者とする年金特定信託契約を信託会社と締結するものとする。

3 第1項の年金信託契約の内容は、令第40条第1項及び規則第71条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき支払金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。

(2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。

4 第1項の生命保険契約の内容は、令第41条並びに規則第72条及び第73条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき保険金又は共済金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。

(2) 保険料又は共済掛金と保険金又は共済金とは相殺しないものであること。

5 第1項の投資一任契約の内容は、令第41条に規定するものでなければならない。

6 第2項の年金特定信託契約の内容は、令第40条第2項に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

#### (運用管理規程)

第79条 前条の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

(1) 基金資産運用契約の相手方（以下「運用受託機関」という。）の名称

(2) 信託金、保険料又は共済掛金の払込割合

(3) 支払金、保険金又は共済金の負担割合

(4) 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う運用受託機関

(5) 資産額の変更の手続き

(6) 第4項に規定する積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるもの

2 運用管理規程の策定は、代議員会の議決を経て決定する。また、前項第1号及び第6号に規定する事項を変更する場合においても同様とする。

3 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更は、理事会の議決を経て決定する。

4 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更であって、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるものとして運用管理規程で定める場合においては、前項の規定にかかわらず、理事長の専決をもって決定することができる。

5 理事長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

#### (積立金の運用)

第80条 基金は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

#### (運用の基本方針及び運用指針)

第81条 基金は、積立金の運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2 基金は、前項に規定する運用の基本方針と整合的な運用指針を作成し、運用受託機関に交付しなければならない。ただし、年金特定信託契約、生命保険一般勘定契約及び生命共済一般勘定契約の相手方である運用受託機関を除く。

#### (分散投資義務)

第82条 基金は、積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用しなければならない。

#### (政策的資産構成割合)

第83条 基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

2 基金は、前項の資産の構成割合の決定及び維持に関し、専門的知識及び経験を有する職員を置かな

なければならない。

(資産状況の確認)

第84条 基金は、少なくとも毎事業年度ごとに、運用資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(基金資産運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第85条 基金は、基金資産運用契約に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(業務の委託)

第86条 基金は、UFJ信託銀行株式会社に次に掲げる事務を委託する。

- (1) 年金数理に関する事務
- (2) 給付金の支払に関する事務
- (3) 加入者の記録管理（年金受給待期者、年金受給者を含む）に関する事務
- (4) 掛金額計算事務
- (5) 給付額計算事務

## 第10章 解散及び清算

(解散)

第87条 基金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に解散する。

- (1) 法第85条第1項の認可があったとき
- (2) 法第102条第6項の規定による基金の解散の命令があったとき

(解散時の掛金一括拠出)

第88条 基金が解散する場合において、当該解散する日における積立金の額が、当該解散する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は、当該下回る額を掛金として一括拠出するものとする。

(支給義務の消滅)

第89条 基金は、基金が解散したときは、この制度の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

(残余財産の分配)

第90条 基金が解散した場合に、残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「終了制度加入者等」という。）に分配しなければならない。

- 2 前項の分配は、解散した日において算定した、各終了制度加入者等に係る最低積立基準額に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
  - ア 各々の終了制度加入者等の最低積立基準額
  - イ すべての終了制度加入者等に係る最低積立基準額の総額
- 3 第1項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

### 第10章の2 年金通算

(中途脱退者の選択)

第90条の2 この基金は、中途脱退者（第59条第1号に該当する者をいう。以下同じ。）に対し、この基金の加入者の資格を喪失したときに、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中

途脱退者の脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換を行う。

- (1) 速やかに脱退一時金を受給すること。
  - (2) 速やかに第90条の6の規定に基づき企業年金連合会（以下「連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を行うこと。
  - (3) この基金の加入者の資格を喪失した日から1年を経過したときに第90条の6の規定に基づき連合会への脱退一時金相当額の移換を行うこと。
- 2 前項第3号を選択した中途脱退者が、その加入者の資格を喪失した日から1年を経過するまでの間に脱退一時金の受給又は脱退一時金相当額その他制度（他の確定給付企業年金、厚生年金基金、確定拠出年金又は連合会をいう。以下同じ。）への移換を申し出た場合には、同号の規定にかかわらず、この基金は当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額その他制度への移換を行う。
  - 3 前項の脱退一時金相当額その他制度への移換については、次条から第90条の6までのいずれかの規定に基づき行うものとする。

（他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）

第90条の3 この基金の中途脱退者は、他の確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3ヵ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

（厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換）

第90条の4 この基金の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であつて、当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して3ヵ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

（確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換）

第90条の5 この基金の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。）の資格を取得したときは、この基金に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会（以下この条において「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該企業型年金加入者若しくは個人型年金加入者の資格を取得した日から起算して3ヵ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(企業年金連合会への脱退一時金相当額の移換)

第90条の6 この基金の中途脱退者は、この基金に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(企業年金連合会への残余財産の移換)

第90条の7 この基金の終了制度加入者等は、清算人に連合会への残余財産(第90条の規定により当該終了制度加入者等に分配すべき残余財産をいう。以下この条において同じ。)の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。
- 3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第90条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

(加入者への説明)

第90条の8 この基金は、従業者が加入者の資格を取得したとき又は加入者の資格を喪失したときは、第90条の2から前条までの規定に関し、企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則(平成17年7月5日年企発第0705001号)第2に基づき、当該従業者に対して説明しなければならない。

## 第11章 雑則

(事業年度)

第91条 基金の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(届出)

第92条 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、30日以内にその旨を基金に届け出なければならない。

- 2 年金給付の受給権者は、毎年1回生存に関する届書を基金に提出しなければならない。

(受給手続)

第93条 基金による給付を受ける者は、基金に第46条に定める書類のほか、次の各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、基金が制度の運営に支障を及ぼさないと認めたときは、その一部の書類の提出を省略することができる。

- (1) 給付の受領方法についての届
- (2) 年金給付を受ける場合において自己の住所及び印鑑についての届
- (3) 得税法(昭和40年法律第33号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)で定める必要な申告書

- 2 前項による届出を行った事項について変更があったときは、速やかに基金に届け出なければならない。

(報告書の提出)

第94条 基金は、毎事業年度終了後4ヶ月以内に、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出するものとする。

- 2 基金は、前項の書類を基金の事務所及び実施事業所に備え付けて置くものとする。
- 3 加入者又は加入者であった者は、基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第95条 基金が厚生労働大臣あてに提出する規則第116条に規定する年金数理に関する業務に係る書類については、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

(業務概況の周知)

第96条 基金は、基金の業務の概況について、毎事業年度1回、次に掲げる事項を加入者及び加入者であった者であって基金が給付の支給に関する義務を負っている者（以下この条において「受給権者等」という。）に周知することとする。

- (1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
- (2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- (3) 基金が支給した給付の種類ごとの給付の額、その他給付の支給の概況
- (4) 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他の掛金の状況
- (5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較、その他積立金の積立の概況
- (6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産構成割合、その他積立金の運用の概況
- (7) 基本方針の概要
- (8) その他基金の事業に係る重要事項

2 基金は、前項に掲げる周知事項を、実施事業所の見やすい場所に掲示するとともに、周知事項を記載した書面を加入者及び受給権者等に配布する。

(実施事業所の減少に係る掛金の一括抛)

第97条 基金の実施事業所が減少するときは、当該減少に係る実施事業所（以下「減少実施事業所」という。）の事業主は、次に掲げる額を合算した額を、掛金として一括して抛しなければならない。

- (1) 減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が抛することとなる特別掛金の予想額の現価
- (2) 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日（当該減少する日が事業年度の末日から4月を経過していない場合にあつては、直前の事業年度の前事業年度の末日）における繰越不足金の額に前号の特別掛金の予想額の現価を基金の特別掛金収入現価で除して得た率を乗じて得た額

2 前項の掛金は、事業主が全額負担する。

(法令の適用)

第98条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続き、その他の執行については、関係法令及び通知の規定するところによる。

## 附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 施行日の前日において従業者であつて、施行日において25歳未満の者又は平成17年10月2日から施行日の前日までに25歳以上で従業者となつた者は、施行日に加入者の資格を取得する。

(仮想個人口座残高に関する経過措置)

第3条 施行日において加入者である者の同日における第1仮想個人口座残高は、第43条の2第1項及び第2項中「第1初任クレジット」を「実施事業所に応じて別表3-5に定める移行時クレジット等取扱規則に定める第1移行時クレジット」と、同条第2項から第5項の規定中「初任クレジット付与日」を「施行日」とそれぞれ読み替えて、第2仮想個人口座残高は第43条の3第1項及び第2項中「第2初任クレジット」を「実施事業所に応じて別表3-5に定める移行時クレジット等取扱規則に定める第2年金移行時クレジット」と、同条第2項から第5項の規定中「初任クレジット付与日」を「施行日」とそれぞれ読み替えて、計算された額とし、標準給与は、第44条中「第1拠出クレジット」を「施行日現在の加入者の職群等級等に応じた標準年金ポイントに第1年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額」と、「第2拠出クレジット」を「施行日現在の加入者の職群等級等に応じた標準年金ポイントに第2年金拠出率を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）に年金ポイント単価を乗じて得た額」とそれぞれ読み替えて計算された額とする。

(給付に関する経過措置)

第4条 施行日前において、この規約の変更前の規約による給付を受ける権利を有する者に係る年金給付及び一時金給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第5条 施行日以前の月に係る掛金については、なお従前の規約の例による。

(適格退職年金からの移行)

第6条 基金は、施行日の前日において実施事業主が実施していた適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を承継するものとする。

2 基金の基金資産運用機関は、平成18年5月31日までに、当該適格退職年金契約に係る積立金の移管を受けるものとする。

3 施行日の前日において、当該適格退職年金の受給権を取得している者は、支給に関する権利義務が承継された給付については、基金における受給権者とする。

(最低保全給付に関する経過措置)

第7条 第77条第3項第3号及び第4号のうち移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継することにより増加することとなる最低保全給付については、同各号の規定に基づき計算した最低保全給付から、この規約の施行日前の期間に係る給付の額に平成14年4月1日から当該事業年度の末日までの年数（その期間に1年に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）を15から減じた数（当該数が零未満となる場合にあつては零とする。）を15で除して得た数を乗じて得た額を控除するものとする。

(平成18年度の特別掛金)

第8条 第69条に定める特別掛金の平成18年度の額は、各加入者の標準給与に11.5%を乗じて得た額を合算した額とする。

別表 1

## 実施事業所の名称及び所在地

実施事業所の名称	所在地
日立ビアメカニクス株式会社	神奈川県海老名市
日立ビアエンジニアリング株式会社	神奈川県海老名市

別表 2

## 選挙区及び代議員数

選挙区	選挙区の範囲	代議員数
第1区	日立ビアメカニクス株式会社	4名
第2区	日立ビアエンジニアリング株式会社	3名

別表 3-1 従業者に関する規定

実施事業所	従業者に関する規定
日立ビアメカニクス株式会社	社員就業規則第2条
日立ピアエンジニアリング株式会社	社員就業規則第2条

別表 3-2 試用員及び臨時員として実施事業所に使用された期間に関する規定

実施事業所の名称	試用員及び臨時員として実施事業所に使用された期間に関する規定
日立ビアメカニクス株式会社	社員就業規則第36条、第37条
日立ピアエンジニアリング株式会社	社員就業規則第36条、第37条

別表 3-3 初任年金ポイント及び年金ポイントを規定する年金算定基礎等取扱規定

実施事業所の名称	初任年金ポイント及び年金ポイントを規定する年金算定基礎等取扱規定
日立ビアメカニクス株式会社	社員年金算定基礎等取扱規則
日立ピアエンジニアリング株式会社	社員年金算定基礎等取扱規則

別表 3-4 第1年金拠出率及び第2年金拠出率

職群資格等級	第1年金拠出率	第2年金拠出率
専任職1級～4級	1.000	0.907
上級専任職	1.000	0.815
総合職1級～8級 総合職研修員	1.000	0.781

別表 3-5 移行時クレジット取扱規則

実施事業所の名称	移行時クレジット取扱規則
日立ビアメカニクス株式会社	企業年金基金の制度変更に伴う移行時クレジット取扱規則
日立ピアエンジニアリング株式会社	企業年金基金の制度変更に伴う移行時クレジット取扱規則

別表 4 最低保証利率別の確定年金現価率

最低保証利率 及び指標利率	5年確定年金	10年確定年金	20年確定年金
1.5%	4.8124	9.2797	17.2756
1.6%	4.8004	9.2345	17.1136
1.7%	4.7884	9.1897	16.9537
1.8%	4.7764	9.1452	16.7961
1.9%	4.7645	9.1010	16.6406
2.0%	4.7526	9.0572	16.4872
2.1%	4.7408	9.0136	16.3359
2.2%	4.7290	8.9705	16.1866
2.3%	4.7173	8.9276	16.0394
2.4%	4.7056	8.8850	15.8941
2.5%	4.6940	8.8428	15.7508
2.6%	4.6824	8.8009	15.6094
2.7%	4.6709	8.7592	15.4699
2.8%	4.6594	8.7179	15.3322
2.9%	4.6480	8.6769	15.1964
3.0%	4.6366	8.6362	15.0624
3.1%	4.6253	8.5958	14.9301
3.2%	4.6140	8.5557	14.7996
3.3%	4.6028	8.5159	14.6708
3.4%	4.5916	8.4763	14.5437
3.5%	4.5805	8.4371	14.4183
3.6%	4.5694	8.3981	14.2945
3.7%	4.5583	8.3594	14.1723
3.8%	4.5473	8.3210	14.0517
3.9%	4.5364	8.2829	13.9326
4.0%	4.5255	8.2450	13.8151
4.1%	4.5146	8.2075	13.6991
4.2%	4.5038	8.1702	13.5846
4.3%	4.4930	8.1331	13.4715
4.4%	4.4823	8.0963	13.3599
4.5%	4.4716	8.0598	13.2497
4.6%	4.4609	8.0236	13.1410
4.7%	4.4503	7.9876	13.0336
4.8%	4.4398	7.9518	12.9275
4.9%	4.4293	7.9163	12.8228
5.0%	4.4188	7.8811	12.7194

別表 5 支給率開始年齢別乗率

支給開始年齢	乗率
50歳	1.1728
51	1.1545
52	1.1363
53	1.1183
54	1.1004
55	1.0828
56	1.0654
57	1.0483
58	1.0317
59	1.0156
60	1.0000
61	0.9851
62	0.9708
63	0.9574
64	0.9447
65	0.9329

(注) A歳Bヵ月の場合の率 (小数点以下第5位四捨五入)  
 $= A\text{歳の率} + \{(A+1)\text{歳の率} - A\text{歳の率}\} \times B / 12$

別表 6 保証利率及び残存保証期間別の一時金換算率

最低保証利率	0年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1.5%	0.0000	0.9914	1.9681	2.9303	3.8784	4.8124	5.7327	6.6393	7.5326	8.4126	9.2797	10.1339	10.9755	11.8046	12.6216	13.4264	14.2193	15.0006	15.7702	16.5285	17.2756
1.6%	0.0000	0.9908	1.9660	2.9258	3.8705	4.8004	5.7156	6.6164	7.5030	8.3756	9.2345	10.0799	10.9119	11.7309	12.5369	13.3303	14.1111	14.8797	15.6362	16.3807	17.1136
1.7%	0.0000	0.9902	1.9639	2.9213	3.8627	4.7884	5.6985	6.5995	7.4785	8.3388	9.1897	10.0263	10.8489	11.6578	12.4531	13.2352	14.0042	14.7603	15.5038	16.2349	16.9537
1.8%	0.0000	0.9897	1.9617	2.9168	3.8549	4.7764	5.6816	6.5708	7.4443	8.3023	9.1452	9.9731	10.7864	11.5854	12.3702	13.1411	13.8984	14.6423	15.3731	16.0909	16.7961
1.9%	0.0000	0.9891	1.9577	2.9123	3.8471	4.7645	5.6647	6.5482	7.4152	8.2660	9.1010	9.9204	10.7245	11.5136	12.2881	13.0480	13.7938	14.5257	15.2440	15.9488	16.6406
2.0%	0.0000	0.9885	1.9556	2.9078	3.8393	4.7526	5.6479	6.5257	7.3868	8.2300	9.0572	9.8681	10.6631	11.4426	12.2067	12.9559	13.6904	14.4105	15.1165	15.8086	16.4872
2.1%	0.0000	0.9880	1.9536	2.9034	3.8316	4.7408	5.6312	6.5034	7.3576	8.1942	9.0136	9.8162	10.6023	11.3722	12.1262	12.8648	13.5882	14.2966	14.9906	15.6702	16.3359
2.2%	0.0000	0.9874	1.9515	2.8989	3.8239	4.7290	5.6146	6.4811	7.3290	8.1587	8.9705	9.7648	10.5490	11.3024	12.0465	12.7748	13.4870	14.1841	14.8662	15.5386	16.1866
2.3%	0.0000	0.9868	1.9495	2.8945	3.8162	4.7173	5.5981	6.4590	7.3007	8.1234	8.9276	9.7137	10.4822	11.2333	11.9679	12.6854	13.3870	14.0729	14.7433	15.3987	16.0394
2.4%	0.0000	0.9863	1.9474	2.8900	3.8086	4.7056	5.5816	6.4371	7.2725	8.0883	8.8850	9.6631	10.4229	11.1649	11.8895	12.5971	13.2881	13.9630	14.6220	15.2656	15.8941
2.5%	0.0000	0.9857	1.9454	2.8856	3.8010	4.6940	5.5652	6.4152	7.2445	8.0535	8.8428	9.6128	10.3641	11.0970	11.8121	12.5097	13.1903	13.8543	14.5022	15.1342	15.7508
2.6%	0.0000	0.9852	1.9433	2.8812	3.7934	4.6824	5.5489	6.3935	7.2166	8.0189	8.8009	9.5630	10.3058	11.0298	11.7355	12.4233	13.0936	13.7470	14.3838	15.0044	15.6094
2.7%	0.0000	0.9846	1.9413	2.8768	3.7858	4.6709	5.5327	6.3719	7.1889	7.9846	8.7592	9.5136	10.2481	10.9633	11.6596	12.3377	12.9980	13.6408	14.2668	14.8764	15.4699
2.8%	0.0000	0.9841	1.9393	2.8725	3.7783	4.6594	5.5166	6.3504	7.1614	7.9504	8.7179	9.4645	10.1908	10.8973	11.5845	12.2530	12.9033	13.5359	14.1513	14.7499	15.3322
2.9%	0.0000	0.9835	1.9373	2.8681	3.7708	4.6480	5.5005	6.3290	7.1341	7.9165	8.6769	9.4159	10.1340	10.8319	11.5101	12.1692	12.8098	13.4322	14.0372	14.6251	15.1964
3.0%	0.0000	0.9829	1.9352	2.8638	3.7633	4.6366	5.4845	6.3077	7.1069	7.8829	8.6362	9.3676	10.0777	10.7671	11.4365	12.0863	12.7172	13.3297	13.9244	14.5018	15.0624
3.1%	0.0000	0.9824	1.9332	2.8594	3.7558	4.6253	5.4686	6.2866	7.0799	7.8494	8.5958	9.3197	10.0219	10.7029	11.3635	12.0042	12.6257	13.2284	13.8131	14.3801	14.9301
3.2%	0.0000	0.9818	1.9312	2.8551	3.7484	4.6140	5.4528	6.2656	7.0531	7.8162	8.5557	9.2722	9.9666	10.6393	11.2913	11.9230	12.5351	13.1283	13.7030	14.2600	14.7996
3.3%	0.0000	0.9813	1.9292	2.8508	3.7410	4.6028	5.4370	6.2446	7.0264	7.7832	8.5159	9.2251	9.9117	10.5763	11.2197	11.8426	12.4456	13.0292	13.5943	14.1413	14.6708
3.4%	0.0000	0.9807	1.9272	2.8465	3.7336	4.5916	5.4213	6.2238	6.9999	7.7504	8.4763	9.1788	9.8573	10.5139	11.1489	11.7630	12.3570	12.9314	13.4869	14.0241	14.5437
3.5%	0.0000	0.9802	1.9252	2.8422	3.7263	4.5805	5.4057	6.2031	6.9785	7.7179	8.4371	9.1319	9.8033	10.5420	11.0787	11.6842	12.2693	12.8346	13.3807	13.9084	14.4183
3.6%	0.0000	0.9796	1.9232	2.8379	3.7190	4.5694	5.3902	6.1825	6.9478	7.6855	8.3981	9.0859	9.7498	10.3907	11.0092	11.6063	12.1826	12.7389	13.2759	13.7942	14.2945
3.7%	0.0000	0.9791	1.9212	2.8337	3.7117	4.5583	5.3748	6.1621	6.9218	7.6534	8.3594	9.0402	9.6968	10.3299	10.9404	11.5291	12.0968	12.6443	13.1722	13.6813	14.1723
3.8%	0.0000	0.9785	1.9212	2.8294	3.7044	4.5473	5.3594	6.1417	6.8954	7.6215	8.3210	8.9949	9.6442	10.2696	10.8722	11.4527	12.0120	12.5508	13.0699	13.5699	14.0517
3.9%	0.0000	0.9780	1.9193	2.8252	3.6972	4.5364	5.3441	6.1215	6.8697	7.5898	8.2829	8.9500	9.5920	10.2100	10.8047	11.3771	11.9281	12.4583	12.9687	13.4599	13.9326
4.0%	0.0000	0.9774	1.9173	2.8210	3.6899	4.5255	5.3288	6.1013	6.8441	7.5583	8.2450	8.9054	9.5403	10.1508	10.7378	11.3023	11.8450	12.3669	12.8687	13.3512	13.8151
4.1%	0.0000	0.9769	1.9153	2.8168	3.6827	4.5146	5.3137	6.0813	6.8187	7.5270	8.2075	8.8611	9.4890	10.0922	10.6716	11.2282	11.7629	12.2765	12.7699	13.2438	13.6991
4.2%	0.0000	0.9764	1.9134	2.8126	3.6756	4.5038	5.2986	6.0614	6.7934	7.4959	8.1702	8.8172	9.4381	10.0341	10.6060	11.1548	11.6816	12.1871	12.6722	13.1378	13.5846
4.3%	0.0000	0.9758	1.9114	2.8084	3.6684	4.4930	5.2836	6.0416	6.7683	7.4651	8.1331	8.7736	9.3877	9.9765	10.5410	11.0822	11.6012	12.0987	12.5757	13.0380	13.4715
4.4%	0.0000	0.9753	1.9094	2.8042	3.6613	4.4823	5.2686	6.0218	6.7433	7.4344	8.0963	8.7304	9.3377	9.9194	10.4766	11.0104	11.5216	12.0113	12.4803	12.9296	13.3599
4.5%	0.0000	0.9747	1.9075	2.8001	3.6542	4.4716	5.2538	6.0022	6.7185	7.4039	8.0598	8.6875	9.2881	9.8629	10.4129	10.9392	11.4429	11.9248	12.3860	12.8274	13.2497
4.6%	0.0000	0.9742	1.9055	2.7959	3.6471	4.4609	5.2390	5.9827	6.6938	7.3736	8.0236	8.6449	9.2389	9.8068	10.3497	10.8687	11.3649	11.8393	12.2929	12.7264	13.1410
4.7%	0.0000	0.9736	1.9036	2.7918	3.6401	4.4503	5.2242	5.9633	6.6693	7.3436	7.9876	8.6026	9.1901	9.7512	10.2871	10.7990	11.2879	11.7548	12.2008	12.6267	13.0336
4.8%	0.0000	0.9731	1.9016	2.7877	3.6331	4.4398	5.2096	5.9441	6.6449	7.3137	7.9518	8.5607	9.1417	9.6961	10.2251	10.7299	11.2116	11.6712	12.1097	12.5282	12.9275
4.9%	0.0000	0.9726	1.8997	2.7835	3.6261	4.4293	5.1950	5.9249	6.6207	7.2840	7.9163	8.5191	9.0937	9.5415	10.1637	10.6615	11.1361	11.5885	12.0198	12.4309	12.8228
5.0%	0.0000	0.9720	1.8978	2.7794	3.6191	4.4188	5.1804	5.9058	6.5966	7.2545	7.8811	8.4778	9.0462	9.5874	10.1029	10.5938	11.0614	11.5067	11.9308	12.3347	12.7194

(注) A年Bヵ月の場合の率(小数点以下第5位四捨五入)

$$= A年の率 + \{(A+1)年の率 - A年の率\} \times B / 12$$